

第 9 号 議 案

平成30年6月6日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、平成30年6月5日付30議事第86号をもって東京都
議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第123号議案 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

旅館業法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
手 当 額 等 別表	【旅館業法改正に伴う文言整備】 (現 行) 「第2条に規定するホテル営業又は旅館営業」 ↓ (改正後) 「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」
施 行 期 日 附則	公布の日

【参考】旅館業法の一部を改正する法律（平成29年12月15日公布、平成30年6月15日施行）

○ 法改正の趣旨

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合し規制緩和を図ること等

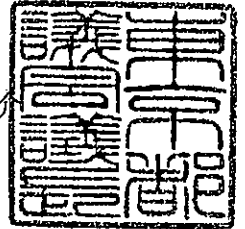
新	旧
<p>第2条 この法律で「旅館業」とは、<u>旅館・ホテル営業</u>、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。</p> <p>2 この法律で「<u>旅館・ホテル営業</u>」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>(削る)</p>	<p>第2条 この法律で「旅館業」とは、<u>ホテル営業</u>、<u>旅館営業</u>、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。</p> <p>2 この法律で「<u>ホテル営業</u>」とは、<u>洋式の構造及び設備を主とする施設</u>を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p> <p>3 この法律で「<u>旅館営業</u>」とは、<u>和式の構造及び設備を主とする施設</u>を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。</p>



30議事第86号
平成30年 6月 5日

東京都人事委員会委員長
青山 侑 殿

東京都議会議長
尾崎 大 介

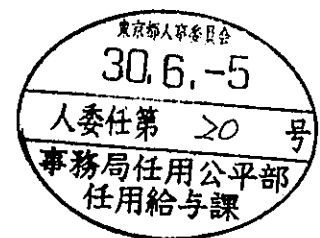


「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

平成30年第2回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第123号議案 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例



第百二十三号議案

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年六月十二日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第二条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

第百二十三号議案 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）（現行のとおり） 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。</p>	<p>第一条から第三条まで（略） 別表（第二条関係）（略） 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。</p>